

飲食物持込申請書【事前提出】

仙台国際センター 宛

主催者名

代表者名

仙台国際センターの利用にともない、下記の基本事項を遵守し、飲食物持込を希望しますので、下記の通り飲食物持込申請書を提出します。

【基本事項】

- 飲食物の持込にあたっては必ず下記より指導と許可を受けてください。
 仙台市青葉区保健福祉センター 衛生課 食品衛生係 Tel:022 225 7211 (代)
- 調理等が発生する場合は厨房もしくはパントリー内で実施し、食中毒の防止等、衛生面に配慮し、責任を持って実施してください。(厨房もしくはパントリーは有料でのお借り上げとなります。)
- 食材の保管等は主催者が責任を持って行ってください。
- 冷蔵などの必要がある場合は短時間であっても常温保管せず、適切に管理を行ってください。
- 許可が出た後であっても、食中毒警報や監督官庁等からの指導があった場合など、持込中止を要請する場合があります。
- 持ち込んだ飲食のゴミは持ち帰るようお願いいたします。
 ※ただし生ゴミ以外の燃えるゴミ、缶・ビン・ペットボトル等はサービスカウンターで販売している営業ごみ袋に入れ、会議棟地下のゴミ集積場で廃棄することが可能です。(生ゴミは必ず持ち帰ってください。)
- 利用終了後は「飲食物持込報告書」の提出し、持込料は提出された報告書に基づき別途ご請求させていただきますので期日までに支払いをお願いします。
- 上記事項以外については仙台国際センターの指示に従ってください。

催物名	
持込期間	20 年 月 日 () ~ 20 年 月 日 ()
持込会場	
目的	
飲食内容	飲食物： 数量： 業者名：
	飲食物： 数量： 業者名：
	※持込飲食物が複数の場合は、別途一覧にてご提出ください。
ゴミ処理方法	
清掃方法	
	※有料にて特別清掃も承っております。

《仙台国際センター処理欄》

センター長	事業運営部長	確認	担当